

※予定は変更することがあります。詳しくは個別通知もしくは市ホームページをご確認ください。

行事名	対象者	日にち	受付時間	会場
バースビクス				当面中止
パパママスクール(要予約)	妊婦とその家族	13日(回)	9:00～12:00	八郷保健センター
子育て相談室(要予約)	妊産婦・乳幼児	月～金 (祝日を 除く)	9:00～16:00	子育て世代包括支援センター 石岡 TEL 24-1390 八郷 TEL 43-6655
4～5か月児健診	令和2年7月生	1日(火)	12:50～13:20	石岡保健センター
1歳児健康相談(要予約)	令和元年12月生	4日(金)	13:00～15:00	八郷保健センター
1歳6か月児健診	令和元年5月生	15日(火)	12:50～13:20	石岡保健センター
2歳児母子歯科健診	平成30年9月生	16日(水)	12:50～13:20	石岡保健センター
3歳児健診	平成29年9月生	23日(水)	12:50～13:20	石岡保健センター
精神デイケア(要予約)		2日(水)	9:30～11:00	八郷保健センター
こころの健康相談(要予約)	心に悩みを抱えている人など	2日(水)	13:30～15:30	八郷保健センター
		21日(月)		石岡保健センター
こころといのちの電話相談	心に悩みを抱えている人など	8日(火)	9:00～12:00 13:00～16:00	(八郷保健センター内) TEL 43-6655
健診結果説明会(要予約)	健診を受診した人	7日(月)	9:30～11:00	八郷保健センター
		21日(月)		石岡保健センター
		17日(水)		
		18日(金)		

内科・小児科・外科の休日緊急診療は現在実施していません

日・祝日および年末年始の昼間・夜間に石岡市医師会病院で行っていた緊急診療(内科・小児科)、当番医による休日診療(外科)は、現在実施できない状況です。今後については、再開に向けて関係機関との協議を進めてまいります。緊急診療が必要な場合には、以下の案内・相談窓口をご利用ください。

夜間・土日祝日に診察できる病院の案内・相談 ※24時間随時受付

■消防署

石岡消防署 TEL 23-0119

八郷消防署 TEL 43-6491

■茨城子ども救急電話相談

短縮ダイヤル# 8000

またはTEL 03-6667-3377

■茨城おとな救急電話相談

短縮ダイヤル# 7119

またはTEL 03-6667-3377

※受診可能な医療機関の案内も実施

■茨城県救急医療情報システム

<http://www.qq.pref.ibaraki.jp>

二次元コードはこちら▶



■石岡薬剤師会

ホームページで日曜、祝日に空いている薬局(調剤)をご案内しています。

<http://ishiokayakuzai.blog.fc2.com>

二次元コードはこちら▶



■休日診療当番医(歯科)

受付: 9:00～11:30・13:00～15:30

日にち	当番医	電話番号
29	掛札歯科医院	28-0270
30	小松崎歯科医院	22-3282
31	宇野歯科医院	59-7710

※※掲載しているイベント・募集・相談情報については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて中止または変更になる場合があります。また、開催の場合でも感染症対策を行った上で実施します※※

12月の各種相談

法律相談（1人30分）

日時／1・8・15・22日
午後1時～4時（要申込）

場所／石岡市役所（1日は八郷総合支所）

登記・行政・境界相談

日時／3日（木）午後1時～3時
場所／石岡市役所

秘書広聴課（本庁）

Tel 23・7274

女性のための困りごと相談

日時／10・17・24日（木）（要申込）
午後1時30分～4時

場所／石岡市役所

政策企画課（本庁）

Tel 23・7277

休日納税相談

日時／5・12・19・26日
午前9時～午後4時

夜間納税相談

日時／2・9・16・23日
午後5時15分～7時

場所（共通）／石岡市役所

収入納付策課（本庁）

Tel 23・7296

心配ごと相談

日時／4・18日（金）
午後1時～3時

場所／石岡市役所

日時／10・24日（木）
午後1時～3時

場所／農村高齢者センター
※受付は午後2時30分まで

社会福祉協議会本所

Tel 22・2411
社会福祉協議会八郷支所

Tel 36・4311

身体障害者（児）・戦傷病者 補装具等巡回相談

日時／16日（木）
午後1時30分～3時

場所／ワークヒル土浦

社会福祉課（本庁）

Tel 23・5569

教育相談

日時／月～金 午前9時30分～
正午・午後1時～5時

場所／教育相談室（府中小学校内）

Tel 24・5519

家庭教育相談

日時／相談者と相談の上決定

生涯学習課（支所）

Tel 43・1111

生活ホットライン 身近な消費生活トラブルの予防と対策

おいしい話にはウラがある 販売預託商法にはご注意を！

消費生活センター
（市役所本庁舎内） Tel 22-2950
受付時間／月～金の午前10時～正午
午後1時～4時30分



新型コロナウイルスは経済を落ち込ませ、私たちの生活に大きな影響を及ぼしました。少しでも家計の足しになればと、お金儲けの話に興味を持った人もいたのではないのでしょうか。

今回は「販売預託商法」について取り上げます。

販売預託商法とは

消費者と事業者の間で物品などの売買契約を結び、同時に事業者にその物品などを預ける預託契約を結びます。事業者は預かった物品などを運用する事業を行い、その収益を原資として、消費者に利益を供与する取引です。

事例1

6年前に友人に磁気治療器を勧められた。自分で使うだけでなくレンタルオーナーになれば高配当が得られると説明され100万円の契約を8本した。

事例2

祖母は10年前からこの事業者と様々な契約をしており、総額8千万円を出資している。配当金がいよいよからと次々に家族を勧誘して家族も大金を出資した。

問題点

- 消費者からの拠出金を他の消費者への配当に充てるため、**拠出した資金を取り戻すことは期待できません。**

- 被害者の大半は高齢者であり、判断能力の低下や老後の資金の不安に付け込まれ、築き上げた資産を根こそぎ奪い取られます。
- 配当が支払われている間は自分の被害に気付きにくく、業者が倒産し、報道などで気付いた時には、被害規模が甚大になっています。

対策

- 「販売預託商法」については、近年中に「販売預託取引」の法制度や体制強化を含む法執行のあり方が検討され、法制化される方向で動いています。
- 「おいしい話」はまず疑いましょう。